

# 東京の魅力発信プロジェクト

～よくある質問～

*Tokyo* Tokyo Old meets New

2026/4/15 版

## ●応募について

Q 1	既存のイベントでの応募は可能でしょうか。
A 1	可能です。 ただし、応募にあたっては、別紙 1「過去 3 年間の実績について」を参照の上、当プロジェクトにおいて過去 3 年間に実施したイベント等と視点が異なる事業内容、訴求ターゲットとなるようご注意ください。

Q 2	大きなイベントの一部に応募することは可能でしょうか。
A 2	可能です。

Q 3	イベントの主催者ではなく、企画運営会社が応募することも可能でしょうか。
A 3	可能です。ただし、必ず事前に主催者にご調整いただき、同意を得てから応募してください。

Q 4	他事業者と共同して提案することは可能でしょうか。
A 4	他事業者と共同して提案することは出来ません。

Q 5	応募件数に上限はありますか。
A 5	同一年度内において 2 提案を上限とします。 仮に追加の募集があった場合、第 1 回目の募集で既に上限数を提案していましたら、新たに応募することはできません。

Q 6	東京ブランド「アイコン」利用者登録について、書類の提出時に、登録を完了させる必要がありますか。
A 6	利用者登録が完了していなくとも、「申請中」のステータスであることが確認できる場合は、問題ありません。

	申請から登録結果の通知までは約 7 ～ 10 営業日を要するため、お早めに申請をお願いします。
--	---

Q 7	応募する書類はデータのみで良いでしょうか。また、提出書類に押印は必要でしょうか。
A 7	提出書類はデータのみで、紙媒体での提出は不要です。また、押印も必要ありません。 募集ページに記載している財団担当者のアドレスへ、メールでご送信ください。財団にてメール受信後、データ受信の連絡をさせていただきます。メール送信から 2 営業日を経過しても返信が無い場合は、正しくデータが送信されていない可能性があるため、募集ページに記載している電話番号へお問い合わせください。

## ● 拠出金額について

Q 8	イベント等の実施前に拠出金額の支払いを受けることは可能でしょうか。
A 8	イベント等の実施前にお支払いすることはできません。事業完了後、完了報告の提出物（実施完了届、実施報告書、収支報告書等）をご提出いただきます。財団の承認後、財団宛の請求書を発行いただき、その内容を確認した後に一括で支払います。

Q 9	収支予定書に記載した拠出対象額で、拠出金額は確定しますか。
A 9	確定しません。 事業完了後、完了報告の提出物をご提出いただきます。財団の精査を受けた後、収支予定書（様式 3）と収支報告書（様式 7）の総支出額を比較の上、金額が少ない方を算定の基準とし、募集要項 8（4）のとおり拠出金額の確定を行います。

Q 10	拠出金額の対象は、都内で実施するものに限られますか。
A 10	都内で実施する事業・活動（イベント・セミナー・キャンペーン等）に限られません。

Q 11	人件費を対象経費に含めることは可能でしょうか。
A 11	当プロジェクトの実施有無に関わらず、応募主体が恒常的に雇用しているスタッフ（社員、アルバイト等）の人件費は対象外となります。 当プロジェクトの実施にあたり、委託契約等により外注して実施する場合、当プロジェクトの実施に係る人件費については、必要性が認められる場合に限り、対象となる場合がございますので、採択後ご相談ください。

Q 12	イベント等を実施する際、企業等による協賛金や、入場料収入を得ることは可能でしょうか。
A 12	可能です。 収支予定書（様式 3）に詳細を記載ください。

Q 13	企業等による協賛金や、入場料収入、制作物の販売収入等、収入がある場合は、拠出金額はどのようになりますか。
A 13	事業実施後、収支報告書（様式 7）をご提出いただきます。 収支報告書「その他収入の部」と拠出金額の合計が拠出対象額を上回る場合は、超過分を拠出金額より差し引きます。  例）事業規模 C（都・財団の拠出割合：2分の1、拠出上限額：20,000 千円） ● <u>拠出対象額 30,000 千円、収入 20,000 千円がある場合</u> 拠出対象額の2分の1の額（15,000 千円）を拠出金額とします。 ただし、「その他収入の部」（20,000 千円）と拠出金額（15,000 千円）の合計（35,000 千円）が拠出対象額（30,000 千円）を上回っており、超過分（5,000 千円）を拠出金額より差し引くため、最終的な拠出金額は、 15,000 千円 - 5,000 千円 = <b>10,000 千円</b> となります。  ● <u>拠出対象額 70,000 千円、収入 64,000 千円がある場合</u> 拠出対象額の2分の1の額（35,000 千円）と拠出上限額を比較し、少ない方（20,000 千円）を拠出金額とします。 ただし、「その他収入の部」（64,000 千円）と拠出金額（20,000 千円）の合計（84,000 千円）が拠出対象額（70,000 千円）を上回っており、

	<p>超過分（14,000 千円）を拠出金額より差し引くため、最終的な拠出金額は、 20,000 千円 - 14,000 千円 = <u>6,000 千円</u>となります。</p> <p>実際の拠出金額の算出にあたっては、採択枠等に応じた都及び財団の拠出割合、拠出上限額が適用されます。</p>
--	--

Q14	施設等（美術館、博物館、水族館等）を運営し、通常業務として入場料を得ている場合、収入としての記載は必要でしょうか。
A14	施設等を運営し、通常業務として入場料を得ている場合は、当プロジェクトの収入として記載する必要はございません。

Q15	イベント等の一部が当プロジェクトに採択され、イベント等全体の経費と当プロジェクトの経費を切り分けることが難しい場合、どのようにすればよろしいでしょうか。
A15	<p>イベント等全体の経費と当プロジェクトの経費を按分し、収支予定書（様式3）に按分額、備考に按分割合を記載してください。</p> <p>収入についても同様の手順で収支予定書（様式3）に記載してください。</p> <p>按分割合は以下の例により、採択後、財団と協議の上、決定します。</p> <p>例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント規模に対する専有面積の割合</li> <li>・制作物における露出面積の割合</li> <li>・イベント実施時間の割合（例：ステージイベント等）</li> </ul> <p>詳細は、採択後ご相談ください。</p>

## ●その他

Q16	「訪都外国人旅行者等を対象に」と募集要項に記載されていますが、具体的にどのような方向けの内容が対象となりますか。
A16	<p>東京へ訪れる外国人旅行者を主な対象とした事業・活動（イベント・セミナー・キャンペーン等）が対象となりますが、その他の方の参加を妨げるものではありません。</p> <p>募集要項に記載されている内容をご確認いただき、ご応募をご検討ください。</p>

Q 17	今まで採択された案件は、どのようなものでしょうか。
A 17	過去 3 年間の実績については、別紙 1「過去 3 年間の採択実績について」をご参照ください。 また、TokyoTokyo 公式サイト内「 <a href="#">活動レポート</a> 」も合わせてご参照ください。

Q 18	採択後、提出書類に記載した情報が変更となった場合は、どのようにすればよろしいでしょうか。
A 18	内容により、別途書類をご提出いただく必要がございます。必ず事前にご相談ください。

Q 19	採択後、東京観光財団とは契約や協定書等を締結することになりますか。締結する場合、どのような手順で進めますか。
A 19	採択後に、東京観光財団と協定書を締結いただきます。 締結手続きは、原則、財団が定める電子契約の手続きに則り実施します。 必ず財団ホームページの「 <a href="#">重要なお知らせ</a> 」を確認し、電子での対応が可能であるかご確認ください。 詳細な手続きについては、採択後にご案内いたします。

Q 20	採択後、東京観光財団との協定書締結は、いつ頃となりますか。また、協定書締結後からプロジェクトの実施まで、どの程度期間があればよろしいでしょうか。
A 20	協定書の締結日は、令和 8 年 6 月下旬を予定しています。 プロジェクトの実施における委託事業者等との契約は、この日以降としてください。協定書締結以前に発生した費用は、拠出金額の対象外となりますので、ご注意ください。 また、アイコンの利用や企画の調整等に時間を要しますため、実施まで相当程度の期間（最低でも 1 か月以上が望ましい）を想定し、余裕を持ったスケジュールを策定してください。